

○ 国債の振替に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（振替口座簿の電磁的記録の方法）</p> <p>第二条 法第九十一条第六項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>（振替口座簿の電磁的記録の方法）</p> <p>第二条 法第九十一条第六項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>